

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

支えあう住みよい社会 地域から



民生委員・児童委員は、常に住民の立場で相談に応じる行政などとのパイプ役です。みなさんがお住まいの地域には民生委員・児童委員が必ずいます。その活動目的は、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる支え合いの地域社会づくりを進めることです。地域での生活に不安を感じたら、お気軽にご相談ください。

ご自分がお住まいの地域の、民生委員・児童委員が分からないときは、福祉総務課地域福祉推進室へお問い合わせください。

☎(0088)5661  
FAX(0088)5658



民生委員・児童委員の日PR活動

5月14日(火)午前11時  
正午、秋田駅ぽろーどでPR活動を行います。ぜひ立ち寄りください！

(上の写真は昨年の様子)

例えば  
こんな活動をしています

- ひとり暮らし高齢者のお宅の訪問や、小・中学校との交流などを行う「社会調査活動」
- 家族の介護や子育てなどの悩みごとの相談に応じる「相談活動」
- 生活に困窮した世帯が、日常生活を送るための資金貸し付けや福祉サービスなどの情報提供を行う「情報提供活動」
- 住民と行政や関係機関、各種団体、施設とのパイプ役を務める「連絡通報活動」…など

教えて！  
民生委員さん

Q 活動内容は？

A おもに地域の高齢のかたやお子さんの巡回・見守りと悩みごとを聴き、行政・専門機関へつなぐ活動を行うほか、社会福祉協議会などと連携した地域活動も行っています。



Q どのような活動が多い？

A 日常支援が多いです。高齢のかた、障がいのあるかたのお手伝いや、行政から届いた手紙の手続きなどを支援することもあります。このほか仕事や生活、住居などのお困りごとに対応しています。

Q 民生委員になったきっかけは？

A 地域の見守りをしないかとお声掛けいただいたことと始めました。今年で23年目になりますが、当初は仕事をしていたので、空いている時間や、休日に見守り対象者の自宅を訪問していました。委員の活動に興味があるかたも、自身の都合に合わせて活動できず、定例会などで悩みを相談できる場もありますので、ぜひお声掛けください。

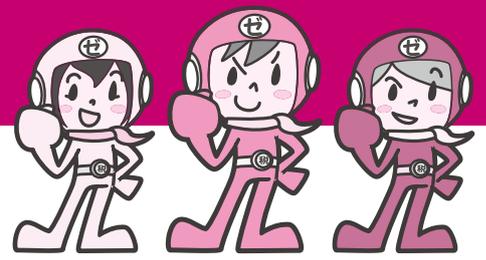
Q 地域のみなさんへ

A 民生委員・児童委員には守秘義務があります。小さなことでも何かあれば、お近くの委員へ気軽にご相談ください。



お話を伺った秋田市民生児童委員協議会常任理事の池田 寛さん

# 納期内納付にご協力ください!



## 市・県民税納税通知書を 6月7日(金)に発送します

令和6年度の市・県民税の納税通知書を6月7日(金)にお送りします。なお、給与から市・県民税が天引きされるかたには、5月20日(月)に勤務先へ税額通知書をお送りします。

今年度の市・県民税の申告がまだお済みでないかたは、次のものをご用意の上、可能な限り郵送での申告をお願いします。ただし、税務署へ所得税の確定申告をしたかたは、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

**用意するもの**▶源泉徴収票、健康保険料や医療費の明細書、生命保険・地震保険の控除証明書、マイナンバーカードなど  
\*2社以上の事業所から給与の支払いを受けている場合、すべての給与に係る市・県民税は原則として、主たる給与の支払者(特別徴収義務者)の給与から天引きとなります。

◆**令和5年中の所得に関する証明書を交付します**  
令和5年中の収入、所得など



に関する「令和6年度所得・課税証明書」は、市・県民税がすべて給与から天引きされるかたには5月20日(月)から、それ以外のかたには6月7日(金)から交付します。

ただし、コンビニ交付は、すべてのかたが6月7日(金)からになります(最新年度のみ。未申告の場合は窓口での申告が必要です)。

なお、3月16日以降に所得税の確定申告書を提出したかたは、申告内容が証明書に反映されていない場合があります。

**交付窓口**▶市役所1階総合窓口、2階市民税課、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所  
\*全国のコンビニのマルチコピー機でも取得できます。

**交付に必要なもの**▶運転免許証など(公的機関が発行した顔写真付きの本人確認ができるもの)

\*代理請求は委任状も必要です。  
\*コンビニ交付はマイナンバーカードが必要です。  
**手数料**▶証明書1枚300円(コンビニ交付は200円)

●**問い合わせ**  
市民税課庶務・税制担当  
☎(0888)5473

## 市税の休日窓口を 開設します

市・県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)

の納付のほか、電話や納税課窓口での相談もお受けします。

**日時**▶5月11日(土)・12日(日)、午前8時30分～午後5時15分  
**場所**▶市役所2階納税課

●**問い合わせ**  
納税課☎(0888)5481

## 市税の納付には便利な 口座振替のご利用を!

**今月納期の市税納期限5月31日(金)**

・固定資産税第1期  
・軽自動車税全期

市税の納付には、納め忘れがなくなる口座振替がおすすめです。パソコンやスマートフォンなどから口座振替の申し込みができる「秋田市Web口座振替受付サービス」のご利用が便利です。

また、納付書を使用する場合は、コンビニエンスストアなどで納付できるほか、スマートフォンなどのカメラで納付書に記載されたバーコードを読み取ることで、スマートフォン決済やクレジットカード納付も利用できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

●**問い合わせ**  
広報ID番号 1034290  
納税課☎(0888)5483



## 軽自動車税(種別割)の 減免申請はお早めに

軽自動車税(種別割)の

納税通知書は5月1日(水)に発送します。次の車両は減免の対象となる場合がありますので申請はお早めに。

### 減免対象車

- ①身体や精神に障がいがあるかたが所有し、使用する車
- ②身体や精神に障がいがあるかたが使用するために、改造した車
- ③居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使用する車

\*詳しくは、軽自動車税(種別割)納税通知書に同封している「障がい者のための軽自動車税(種別割)減免について」をご覧ください。

### 減免申請窓口

市役所2階市民税課、河辺市民SC、雄和市民SC

### 申請期限

5月24日(金)期限までに減免申請が行われなかった場合は、減免されません)

### ●問い合わせ

市民税課庶務・税制担当  
☎(0888)5475



納税で  
笑顔あふれる  
秋田市を!

◆「広報ID番号」は、市ホームページ画面上での検索の際に入力してください。  
◆文中の「SC」はサービスセンターの略